

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-19
許認可等の種類	権利義務の包括継承の認可(漁連)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第91条の2第2項で準用する第69条第2項			
許認可等の概要	会員が1人になったときは漁業協同組合連合会の権利義務の承継の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法第91条の2第1項 会員が一人になった連合会の会員たる組合、漁業生産組合又は連合会(以下この条において「組合等」という。)は、会員が一人になった連合会の権利義務(当該連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 当該連合会が会員に出資をさせる連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。 二 当該組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月			
期間の制定根拠	水産業協同組合法第91条第2項で準用する第65条第1項			